

【名 称】

第1条 本スクールは、DO SOCCER SCHOOL(以下「本スクール」という)と称し、株式会社DO MAが運営します。

【所在地】

第2条 本スクールは〒300-0871 茨城県土浦市荒川沖東2-8-3(DO Football Park)に事務所を置きます。

【目 的】

第3条 本スクールはサッカーを通じて、技術向上の他、心身の健全な育成と人格の形成を図り地域のスポーツ振興に寄与することを目的とします。

【構 成】

第4条 年中3～小学6年生までの男女にて編成されたクラスで構成されます。

【会員資格及び入会手続き】

第5条 本スクールに入会するものは以下の条件を備えなければなりません。

- ① 本規約に賛同した者であること。
- ② スポーツを行うに適した健康状態であること。
- ③ 親権者の許可を得た者であること。
- ④ 入会希望者は所定の入会フォームに必要事項を入力し、提出すること。

【スクールウェア・会費及びお支払方法】

第6条 スクールウェア、会費、お支払方法は別途案内による。一旦納入された各費用は原則として返還致しません。

【休 会】

第7条

- ① 会員都合により休会する場合は、休会する前月の10日までに本スクールへ報告し、承認を得るものとします。但し怪我の場合は除きます。
- ② 休会期間は原則最長で連続2か月間とします。但し特別な理由による場合はこの限りではありません。その際は、必ず理由を本スクールへ報告し、承認を得るものとします。
- ③ 復帰する際は、希望月を申し出、本スクールの承認を得るものとします。

【退 会】

第8条 退会を希望する者は、退会する月の10日までに本スクールに申し出てください。当月末日をもって退会となります。

【活動期間】

第9条 本スクール活動期間は原則として毎年4月～翌年3月末までとします。また、本スクールカレンダーによって決定されます。

【変更事項】

第10条 会員は氏名、住所、連絡先等について変更があった場合は速やかに変更事項をご連絡ください。

【保険】

第11条

- ① 入会時には、スクールが定めたスポーツ保険に自動でご加入いただきます。
- ② スポーツ保険はレッスン中、または自宅から当スクールまでの往復中の交通事故等による負傷が対象です。
- ③ 補償は当該スポーツ保険の補償範囲内でのみ補償します。

【負傷時の対応】

第12条 会員がレッスン中に負傷した場合、当スクールスタッフにおいて応急処置をし、必要に応じて病院への搬送等を行います。

【振替え】

第13条

- ① 小雨の場合レッスンは行いますが、大雨、雷、台風等や施設都合などにより中止になった場合は本スクールが定める予備日にて対応します。予備日での振替レッスンの開催が出来ない場合は、他曜日の同じクラスでの振替が可能です。
- ② 自己都合による振替は不可とします。
- ③ レッスン中止の連絡は、ご入会後に登録するメーリングリストでご確認いただけます。

【スクールの休講・閉鎖】

第14条 本スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他本スクールの存続を困難とする事由が生じたときは無条件に休講・閉鎖ができるものとします。

【除名】

第15条 次の各事項のいずれかに該当するとき、その他、本スクールが会員として不適格と判断した者に対し、本スクール会員より除名できるものとします。

- ① 本スクールの名誉を傷つけることや他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき。
- ② 本スクール規約及びその他の規約に違反したとき。
- ③ 会費等を理由なく2か月以上滞納し、本スクールより催促を受けても所定期日までに支払われないとき。

【コースの新設・廃止等】

第16条 本スクールは利用状況等により予告をもってコースの新設、曜日及び時間変更・又は廃止をすることができます。

【遵守事項】

第17条 本スクール生及びその保護者は、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 本規約及び必要に応じて本スクールが別に定める諸規則、諸規定を遵守しなければならない。
- ② 各スクール会場での諸規則を遵守しなければならない。
- ③ 本スクールの指導方針及び各コーチの指示に従うこと。

【運営・広報活動への利用】

第18条 運営・広報活動のため、本スクール活動中の写真等をホームページ・パンフレット等に掲載することがあります。スクール生及び保護者はこれを了承の上、入会したものとします。但し、特別な理由がある場合は申し出てください。

【免責】

第19条

- ① 本スクール内で起きた事故やトラブル、紛失、盗難等については、本スクールに故意又は過失があった場合を除き、本スクール及び会社は一切の賠償責任を負いません。
- ② 天災などの不可抗力の事由により生じた事故については、本スクール及び会社は一切責任を負いません。
- ③ 会員がスクール中に施設内で他の会員または第3者ならびに施設等に損害を与えた場合は、故意又は過失があった場合を除き、本スクール及び会社は一切の賠償責任を負いません。

【付則】

第20条 本スクールは必要に応じ、隨時本規約を改正することができ、本規約に定めのない事項については細則を定めることができるものとします。それらの効力はすべてのスクール生及びその保護者に及ぶものとします。

【施行】

第21条 本規約は、2013年1月1日より発行する。